

↳ 契約者貸付がある生命保険金

Q : 先日、父が亡くなり、私が生命保険金を受け取りました。この生命保険金からは、生前、父が契約者貸付制度を利用した借入金が差し引かれています。相続税の計算上、受け取った生命保険金はいくらになるのでしょうか？

A : 保険契約者が被相続人かそれ以外かで、次のように取扱われます。

【解説】

生命保険契約に係る保険契約者は、その保険契約の解約返戻金の金額の範囲内で、保険会社から金銭の貸付けを受けられることとなっています。これを契約者貸付制度といいます。この契約者貸付金等の額が支払を受ける保険金から控除されている場合には、その保険金は次のように取り扱われることとされています。

① 被相続人が保険契約者である場合

保険金受取人は、契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものと、契約者貸付金等の額に相当する保険金及びその契約者貸付金等の額に相当する債務はいずれもなかったものとして取扱う。

② 被相続人以外の者が保険契約者である場合

保険金受取人は、契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものと、保険契約者は、契約者貸付金等の額に相当する部分の保険金を取得したものとして取扱う。

